

毎週火、金曜日発行(但休日に当りときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県訓令第十号 本府内務部局
鳥取県厅舍管理の特例に関する規程

昭和三十五年八月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

(目的)
鳥取県厅舍管理の特例に関する規程

第一条 鳥取県厅舍新築期間中において使用する代用厅舍の管理につき、この訓令で規定する事項については、他の規程等の相当規定にかかわらず、この訓令の定めるところによる。

(代用厅舍の管理者)

第二条 代用厅舍の管理者(以下「管理者」という。)は、次のとおりとする。

◇訓令 鳥取県厅舍管理の特例に関する規程
医療機関の指定
米飯提供業者の登録
並びに肝てつの駆除
ひな白痴の検査の実施
県道路線の認定
県道路線の廃止
道路の区域決定
道路の供用開始
◇公告 昭和三十五年度クリーニング師試験の合格
◇雑報 食糧事務所支所の厅舍移転

訓令

代用厅舍	名	管理者
西高厅舍		総務部長

旧東部総合事務所庁舎	厚生部長	代用厅舎名	宿直人員
消防会館庁舎	厚生部長	二人	
商工会館庁舎	商工労働部長	一人	
農林部庁舎	農林部長	二人	
旧職業訓練所庁舎	農林部長	二人	
郡是庁舎	土木部長	一人	
建築課庁舎	土木部長	一人	
旧鳥取土木出張所庁舎	土木部長	一人	
郡是庁舎	土木部長	一人	
建築課庁舎	土木部長	一人	
旧鳥取土木出張所庁舎	土木部長	一人	

(守衛長及び守衛の勤務)

第三条 守衛長及び守衛は、西高庁舎に配置するものとする。

第四条 宿直を実施する庁舎は、次の表の上欄に掲げるるとおりとし、宿直の人員は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

第五条 宿直は、管理者が順番を定めて割り当てのうえ、実施するものとする。
第六条 宿直員は、鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）第一条に規定する職員及び期限付職員をもつて充てる。
第七条 宿直員は、管理者から次の各号に掲げる物品の交付を受け、必要事項を記載したうえ、翌日管理者の閲了を求めなければならない。
一 宿直日誌
二 備品台帳
三 職員住所録

附則

この規程は、昭和三十五年八月二十六日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十五年八月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

指定年月日 名称 所在地 管轄保健所名

昭和三十五年 八月二十日 松本医院 鳥取市東品治町 五番地 鳥取保健所

昭和三十五年八月二十六日

鳥取県告示第四百九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）

第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十五年八月二十日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十五年八月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十五年八月二十六日

一 実施の目的

別表のとおり

ため

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病及び肝てつ検査並びに肝てつの駆除を実施するがら、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査及び駆除を受けることを命ずる。

鳥取県知事 石破二朗

登録番号 氏名、名称又は屋号 住所 営業所の所在地

六三六 岩野彦藏 岩野商店 西伯郡名和町 同じ

六二番地一 大字御来屋八

別表

実施期日	実施区域	実施場所	備考
二十八日 十月一日	"	"	
鳥取県告示第四百十一号			
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。			
昭和三十五年八月二十六日			
鳥取県知事 石破 二朗			
一 実施の目的 ひな白痢予防のため			
二 実施の区域 別表のとおり			
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及び構内で飼育する鶏			
四 実施の期日 別表のとおり			
五 検査及び注射、駆除の方法 ひな白痢急速診断法			

結核病及びブルセラ病検査
搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。
ただし、生後六ヶ月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
肝てつ検査及び駆除 牛。ただし、生後三ヶ月及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

別表

第一次	第二次	第三次	第四次
九月六日 九月九日 西伯郡名和町庄内	庄内家畜検診所 第一次 ツベルクリン注射	大和、高麗	ブルセラ病検査
" " 七日 " " " "	" " " "	" " " "	肝てつ駆除
" " 十二日 " " " "	淀江町大和	所子、高麗	肝てつ検査
" " 十三日 " " " "	大山町所子、高麗	所子、高麗	肝てつ駆除
" " 十四日 " " " "	名和町光徳	名和、光徳	ツベルクリン皮内注射反応法、虫卵検査
" " 十六日 " " " "	淀江町宇田川	淀江町名和	ブルセラ急速凝集反応法、虫卵検査
" " 二十六日 " " " "	名和、宇田川	名和、淀江	ツベルクリン皮内注射反応法、虫卵検査
" " 二十七日 " " " "	" " " "	" " " "	ツベルクリン皮内注射反応法、虫卵検査
" " 二十九日 " " " "	" " " "	" " " "	ツベルクリン皮内注射反応法、虫卵検査
" " 三十日 " " " "	" " " "	" " " "	ツベルクリン皮内注射反応法、虫卵検査

内のものを除く。
四 実施の期日、別表のとおり
五 検査及び注射、駆除の方法

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査

結核病……ツベルクリン皮内注射反応検査
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

鳥取県告示第四百十五号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十五年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	道路類	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	長(メートル)	備考
一八〇	県道	鉢伏 田畑	鳥取県東伯郡東郷町大字川上字鉢伏三〇三から	三、四、五	七、五五三	
一八一	川上 青谷	で	鳥取県東伯郡東郷町大字川上字平七谷二一七ノ四から 気高郡青谷町青谷字東湯田四二九七ノ一ま	三、五、〇	一一、九八〇	

鳥取県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十五年八月二十六日

十五日	茶屋	小原
十九日	新田	田村
二十日	伏野	大田
"	堀越	森井
"	八尾	米田

鳥取県告示第四百十二号

県道路線認定に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十五年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	起終点	点 点	経過地
180	鉢伏 田畑	鳥取県東伯郡東郷町大字川上字鉢伏	" (県道三朝東郷線接合点)	大字田畑

鳥取県告示第四百十三号

県道路線廃止に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十五年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	起終点	点 点	経過地
90	田畑 青谷	鳥取県東伯郡東郷町大字田畑	" 気高郡青谷町	

181	川上 青谷	鳥取県東伯郡東郷町大字川上 (県道鉢伏田畑線分岐点)
"	"	(一級国道九号線接合点) 気高郡青谷町大字青谷

一 移転月日 昭和三十五年八月二十六日
二 位 置 鳥取県氷高郡氷高町大字勝見六九三番
地の一

雑 報

昭和三十五年八月二十六日

鳥取食糧事務所長 戸 谷 幸 男
支所の位置変更について当所管内支所の位置を下記の
通り変更した。

種道路類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	鉢伏 田畑	鳥取県東伯郡東郷町大字川上字平七谷地内から	昭和三十五年八月 二十六日
川上 青谷	"	鳥取県東伯郡東郷町大字川上字平七谷地内から	"
"	大字田畑字出会式地内まで	氣高郡青谷町青谷字東湯田地内まで	"
公 告			
昭和三十五年度八月十七日施行したクリーニング師試験に合格した者は次のとおりである。	昭和三十五年度クリーニング師試験合格者		
横井よし江 山城 韶 谷原 篤	浜脇 勇夫 安田 正男 北村 利光		
山本 明雄 西谷 輝司 前田 武夫	井田 幸 安部 三郎 下垣 喜八		
幸山 紀男 泉 洋弘 田中 義雄	大塚 健一 伊藤 為教 山本 正弘		
遠藤 常正 山浦 晃子 駿岡 作造	吉田 秋光 中村 正雄 西尾 利秋		
	田中 春彦 谷口 晴		
	佐藤 教史		